

過去問 社会的養護①

問1

次の文は、ある福祉に関する施設の設立に携わった人物の説明である。その人物として正しいものを一つ選びなさい。

この人物は女学校の教頭であったが、明治24年に発生した濃尾地震の被災孤児のための施設、「孤女学院」を開設し、女学校を退職した。その後、入所児童の中に知的障害のある少女がいたことがきっかけとなり、渡米して知的障害児教育を学んだ。また孤児院を、知的障害児を対象とした施設に転換し、施設名称の変更を行った。

1. 石井十次
2. 石井亮一
3. 留岡幸助
4. 渋沢栄一
5. 高木憲次

石井亮一についての内容。

- ・ 石井亮一 ・ 熱心なキリスト教信者。立教女学院の教頭となったが明治24年に起こった濃尾大震災に際し知的障害児を含む孤児20名を引き取り孤女学院を創設、これがのちに日本最初の知的障害児施設「滝野川学園」を創設し知的障害児の教育に生涯を捧げた。知的障害児教育の父と呼ばれる。
- ・ 石井十次 ・ 明治期の慈善事業家。児童福祉という言葉がない時代に岡山孤児院を設立し、多くの身寄りのない孤児たちのために生涯を捧げ「児童福祉の父」と言われる。
- ・ 留岡幸助 ・ 日本の社会福祉の先駆者で、感化院（現在の児童自立支援施設のこと）教育の実践家。東京家庭学校、北海道家庭学校の創始者として知られる。
- ・ 渋沢栄一 ・ 明治、大正、昭和期にかけて活躍した日本の実業家で、近代日本資本主義の指導者である。
- ・ 高木憲次 ・ 大正から昭和後期にかけての整形外科医。大正から昭和後期にかけての整形外科医。日本の肢体不自由児教育の創始者といわれている。

問2

次の文は、「児童養護施設運営指針」において示された社会的養護の原理の記述である。（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- ・ 家庭的養護と（ A ）化
- ・ （ B ）の保障と自立支援
- ・ （ C ）をめざした支援
- ・ 家族との連携・協働
- ・ （ D ）と連携アプローチ
- ・ ライフサイクルを見通した支援

	A	B	C	D
1	個別	発達	回復	継続的支援
2	地域	養育	回復	緊急的支援
3	個別	発達	尊厳	緊急的支援
4	地域	養育	尊厳	継続的支援
5	個別	発達	尊厳	継続的支援

児童養護施設運営指針の第Ⅰ部「総論」 2. 社会的養護の基本理念と原理（2）社会的養護の原理を参照。

※ 別紙、資料あり

問3

次の文は、平成28 年 6 月に改正された「児童福祉法」に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 国・地方公共団体は、家庭における養育が困難あるいは適当でない児童について、社会性を身につけさせるために、家庭における養育環境よりも集団で生活をおくれる環境で養育することを優先するとした。
- B 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けた。
- C 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付けた。
- D 自立援助ホームを20 歳になる前まで利用している大学等就学中の者について、22歳の年度末までの間、利用を継続できることとした。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	×
3	○	×	×	○
4	×	○	○	○
5	×	×	○	×

- A 誤 児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとする。
(児童福祉法 第3条の2)
- B 正 児童福祉法第31条の2参照。
- C 正 児童福祉法第6条の3参照。
- D 正 児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6及び第50条の3参照。

児童福祉法第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り**良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第31条の2 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

第6条の3 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

第1項 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

第33条の6 都道府県は、その区域内における満二十歳未満義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その満二十歳未満義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用
- 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用
- 三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

問4

次の文は、児童福祉施設における苦情への対応に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 児童福祉施設では、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決にあたり当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならないとされている。
- B 児童福祉施設は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとされている。
- C 運営適正化委員会は、苦情の解決にあたり、利用者の処遇について不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、施設が所在する市町村長（政令指定都市の長は除く）に通知しなければならないとされている。
- D 児童福祉施設は、運営適正化委員会が行う「社会福祉法」の規定による調査に、できる限り協力しなければならないとされている。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	○
3	○	×	○	×
4	×	○	×	○
5	×	×	○	×

解説

- A 誤 すべての施設ではない。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第14条の3の2参照。
- B 正 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第14条の3の1参照。
- C 誤 市町村長ではなく都道府県知事である。社会福祉法第86条参照。
- D 正 記述通りである。

【 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 】

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

【 社会福祉法 】

（運営適正化委員会から都道府県知事への通知）

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

問6
次の文は、児童福祉施設に配置されている職員に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 心理療法担当職員は、虐待等による心的外傷のための心理療法を必要とする児童等や、夫等からの暴力による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。
- B 個別対応職員は、虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への一対一の対応や、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図る。
- C 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）は、児童養護施設および乳児院に、地域の里親およびファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、里親委託の推進および里親支援の充実を図る。

	A	B	C
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	×
5	×	×	○

回答

1

解説

- A 正 記述通りである。
- B 正 記述通りである。
- C 正 記述通りである。

問7

次の文は、ある児童福祉施設の内容に関する記述である。これらすべてに該当する施設種別として正しいものを一つ選びなさい。

- 対象となる児童は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童である。
- 医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士を置かなければならないとされている。
- 児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように家庭環境の調整を行わなければならないとされている。

1. 児童養護施設
2. 児童自立支援施設
3. 児童心理治療施設
4. 児童発達支援センター
5. 障害児入所施設

回答

3

解説

児童心理治療施設の内容である。

児童心理治療施設は、児童福祉法43条の2に規定された児童福祉施設。
心理的問題を抱え、社会生活への適応が困難な満20歳未満の子どもたちを対象として短期間の入所を行ったり、
保護者の元から通所し、医療的な視点から、生活支援や心理治療を行う。

児童心理治療施設の仕事内容

■**心理的治療** 児童心理治療施設には、精神科や小児科の医師が配置されており、カウンセリングを用いた心理療法を行っています。子どもの状態に応じて症状の緩和の為に、服薬による治療も行っています。

■**生活支援** 入所している子どもたちは、学校を始めとする社会集団の中で他者との関係をうまく築けず、適応できなかった経験から傷つき、自信を失っている子どももいます。職員や他児と寝起きや食事、遊びや作業などを通じて、自立に向けて多くの事を経験し自信を取り戻していきます。

■**教育支援** 近隣の学校や分校、分教室など施設によって形態は様々ですが、教育委員会と連携し学校教育を保障し支援しています。いずれの場合も通常の学校や学級の単位よりも小規模少人数による教育が行われ、子どもたち個別の力に応じた支援が行われています。

■**家族、地域との連携** 施設での治療が終わり、退所となると家庭や元居た地域に子どもたちは戻っていきます。退所後の生活がスムーズに移行できるように家族との関係調整や学校との連絡調整も職員の重要な仕事になっています。

問8

次の文のうち、「乳児院運営指針」の一部として正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。
- B 施設の備品である玩具、食器、戸棚などは措置費で購入しているため、入所児童には自分の所有物という認識を持たせず、共有のものとして利用させる。
- C 個々の乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点から遊びの計画や玩具を用意し、遊びを通じた好奇心の育みや身体機能の発達を支援する。
- D 施設は集団での生活であり、自立を目指しているため、日課で決められた食事の時間内に残さず食べることができるように訓練する。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	×
3	○	×	○	×
4	×	○	○	○
5	×	×	×	○

- A 正 乳幼児運営指針の第Ⅱ部 1 の(1)の①参照。
- B 誤 自分の所有物という認識を持たせずではない。乳幼児運営指針の第Ⅱ部 1 の(1)の①参照。
- C 正 乳幼児運営指針の第Ⅱ部 1 の(5)の②参照。
- D 誤 時間内に残さず食べるようにではない。乳幼児運営指針の第Ⅱ部 1 の(2)参照。

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育む。

- 保護者から離れて暮らす乳幼児が心身の成長のために欠かせない、特定のおとな との愛着関係を築くために、保護者や担当養育者、里親等との個別のかかわり を持つことができる体制を整備する。
- 日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、 基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。
- 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がける。
- 被虐待経験のある乳幼児など特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態 に応じた関係づくりを行う。

(2) 食生活

① 乳幼児に対して適切な授乳を行う。

- 発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法についてマ ニュアル等を作成し、施設内での共通理解を持つ。
- 一人一人の乳幼児の個性やその日の体調などに合わせて個別に対応し、乳幼児が 安心した状態でいられるように配慮する。
- 乳幼児を抱きながら、目を合わせ、優しく言葉をかけ、授乳を行う。

② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行う。

- 基本的な知識・離乳食の意義・具体的な援助方法などについてマニュアル等を作 成し、施設内での共通理解を持つ。

問9

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

児童養護施設に勤務する J 保育士は、K 君（15 歳、男児）を担当して 1 か月である。親から身体的な虐待を受けた体験がある K 君は、このところ自分より年下の子どもに暴言を吐いたり、学校でも友人とトラブルが絶えない状況である。

【設問】

J 保育士の K 君に対する対応として不適切な記述の組み合わせを一つ選びなさい。

- A K 君の言動は、過去のトラウマ体験が原因であると判断して K 君の行動を容認する。
- B K 君の言動を家族との関係から捉えて考えてみる。
- C K 君の対応を、愛着対象である自分にすべて任せてほしいと施設長に申し出る。
- D K 君の強み（ストレングス）に注目して支援する。
- E K 君の言動の理由について、施設と児童相談所とのケース会議の際に K 君を担当している児童心理司とともに検討する。

	A	B
1	A	B
2	A	C
3	B	D
4	C	E
5	D	E

- A 誤 専門家でもないのに原因をトラウマ体験とするのは適切ではない。容認してしまうと他者への暴言が増長する恐れがある。
- B 正 記述通りである。
- C 誤 一人で対応するのではなく複数の専門家と協力しチームとして解決するほうがよい。
- D 正 記述通りである。
- E 正 記述通りである。

問10

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Mちゃん（1歳2か月、女兒）は母親と2人暮らしで、母親が夜、家を空けることが頻繁にあったため、半年前に児童相談所で一時保護された。児童相談所は母親による虐待（ネグレクト）と判断し、乳児院への措置が決定された。母親は、Mちゃんの入所後一度も面会に来なかったが、ある日突然施設を訪れ、Mちゃんを引き取りたいと乳児院に申し出た。

【設問】

この乳児院の家庭支援専門相談員が最初に行うべき対応として、最も適切な記述を一つ選びなさい。

1. 虐待を理由に入所した子どもは、法律上、家庭に帰すことができないという規定があることを母親に伝える。
2. 親権を有する母親の意思を尊重し、家庭引き取りの手続きを行う。
3. 引き取りに関する話は、児童相談所の児童福祉司が担当すべき事柄であり、乳児院は関与してはいけないため、児童相談所に行くように勧める。
4. 母娘2人での生活は困難と判断し、母子生活支援施設の利用を勧める。
5. 母親が引き取りを希望する理由や母親の生活の状況について、母親の気持ちに寄り添いながら話を聴く。

解説

- A 誤 このような規定はない。
- B 誤 母親の意思よりもMちゃんの最善の利益を考慮すべきである。
- C 誤 このような規定はない。
- D 誤 何も確認せず、2人での生活は困難と判断するべきではない。
- E 正 記述通りである。